



かつらぎ町告示第 19 号

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 6 日

かつらぎ町長 中阪 雅則



記

1. 経営管理権集積計画の対象森林

地区名	森林面積 (ha)	森林所有者件数	筆数	経営管理権の 存続期間	備考
かつらぎ町 大字星山、星川、 御所、日高地区	44.047	28	101	令和 6 年 2 月 6 日～ 令和 16 年 2 月 5 日	整理番号 か集-24～か集- 51

2. 縦覧場所 かつらぎ町産業観光課、かつらぎ町のホームページ

3. 本告示により、かつらぎ町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ
設定される。

以上